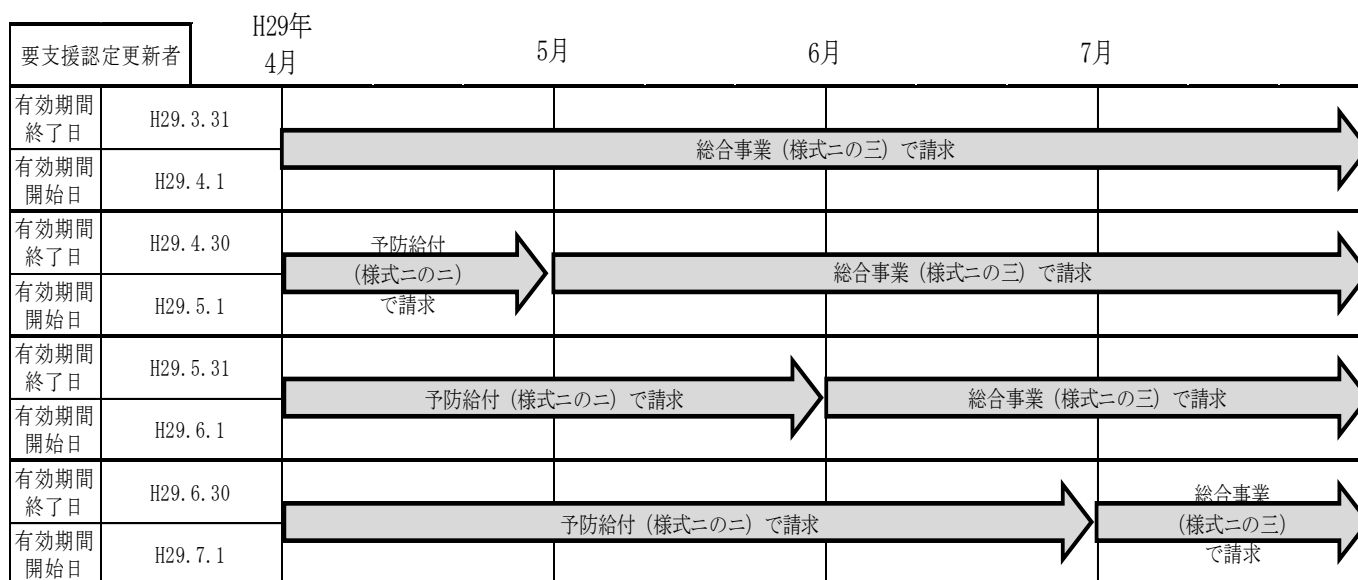


1. 平成 29 年 4 月からの介護予防・日常生活支援総合事業の請求について

- (1) 予防給付と同様に、国保連を経由して審査支払を行います。総合事業のサービスコードで、国保連に請求明細書を提出してください。
- (2) 平成 29 年 4 月 1 日以降に新規・更新・区分変更申請により要支援認定を受けた方（認定有効期間の開始年月日が、平成 29 年 4 月 1 日以降の要支援 1・要支援 2 の方）、基本チェックリストにより事業対象者となった方は、総合事業のサービスコードを使用します。
- (3) 平成 29 年 4 月から 1 年をかけて総合事業に移行するため、平成 30 年 4 月の完全移行までは、要支援 1・要支援 2 の認定を受けておられる方については、予防給付の方と総合事業の方が混在することになります。
- (4) つぎの図は、要支援認定更新者の請求事務のフロー図です。認定有効期間の終了年月日が、平成 29 年 3 月 31 日以降の要支援 1・要支援 2 の認定を受けておられる方については、要支援認定を更新された方から、順次、総合事業に請求を切り替えてください。



2. 総合事業に係るサービス種類コードについて

- (1) 平成 29 年度以降のサービス利用に係るサービス種類コード

区分	みなし指定事業者	独自指定事業者
介護予防訪問サービス（現行相当）	A 1	A 2
生活援助訪問サービス（緩和した基準）	—	A 2
介護予防通所サービス（現行相当）	A 5	A 6
社会参加通所サービス（緩和した基準）	—	A 6
介護予防ケアマネジメント	A F	

※ みなし指定…平成 27 年 3 月 31 日時点で介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けていた事業者が全国一律に受けている指定。

本市のみなし指定の有効期間は、平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日まで。

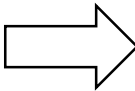
※ 独自指定…平成 29 年 4 月 1 日以降に、新規で受けるサービス事業の指定。

(2) 平成 29 年度中のサービス利用に係るサービス種類コード

区分	指定事業者 (予防給付)	みなし指定 事業者	独自指定 事業者
介護予防訪問介護 (予防給付)	6 1	—	—
介護予防通所介護 (予防給付)	6 5	—	—
介護予防訪問サービス (現行相当)	—	A 1	A 2
生活援助訪問サービス (緩和した基準)	—	—	A 2
介護予防通所サービス (現行相当)	—	A 5	A 6
社会参加通所サービス (緩和した基準)	—	—	A 6
介護予防支援	4 6		
介護予防ケアマネジメント	A F		

※ 総合事業開始日の前日 (=平成 29 年 3 月 31 日) 時点に要支援認定を受けている利用者については、認定有効期間終了日まで予防給付のサービスを利用することとなるため、その間は 61、65 又は 46 のコードで請求する。

(2) の具体例

認定区分	要支援 1	 更新 申請	認定区分	要支援 1
認定期間	平成 28 年 8 月 1 日～ 平成 29 年 7 月 31 日		認定期間	平成 29 年 8 月 1 日～ 平成 31 年 7 月 31 日※1
利用 サービス	介護予防訪問介護 (I)		利用 サービス	介護予防訪問サービス (現行相当)

⇒平成 29 年 7 月 31 日までは、サービス種類コード 61 で請求し、平成 29 年 8 月 1 日からは、サービス種類コード A1 又は A2 で請求。

※1…介護保険最新情報 vol.494 「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についての Q&A 【平成 27 年 8 月 19 日版】 P.18 より

3. 利用者負担割合について

原則 1 割 (一定以上所得者は 2 割) ※予防給付と同じ

4. 生活保護受給者に対する介護扶助、原子爆弾被爆者に対する公費助成について

(1) 介護予防訪問サービス (現行相当)、介護予防通所サービス (現行相当) は、生活保護受給者に対する介護扶助、原子爆弾被爆者に対する公費助成も予防給付と同様です。

(2) 生活援助訪問サービス (緩和した基準)、社会参加通所サービス (緩和した基準) は、生活保護受給者に対する介護扶助は公費助成の対象ですが、原子爆弾被爆者に対する公費助成は対象外となります。

5. 住所地特例対象者について

- (1) 住所地特例対象者に対する介護予防・日常生活支援総合事業については、施設所在市町村が、実施します。
- (2) 庄原市に住所を置く住所地特例対象者については、他市町村の被保険者であっても、庄原市の介護予防・日常生活支援総合事業を提供します。
- (3) 庄原市に住所を置く住所地特例対象者で、①平成 29 年 4 月以降に、新規・更新・区分変更により要支援認定を受けた方（認定有効期間の開始年月日が、平成 29 年 4 月 1 日以後の要支援 1・要支援 2 の方）、②基本チェックリストにより事業対象者となった方についても、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコードを使用し、請求します。
- (4) 住所地特例対象者については、平成 27 年 4 月から、予防給付による介護予防支援、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防ケアマネジメントを、施設所在市町村の地域包括支援センターが実施することとなっています。

6. 介護予防・日常生活支援総合事業の月額報酬の日割り請求の考え方

平成27年3月31日付け厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」のI 資料にあるとおり、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問サービス（みなし・独自）及び介護予防通所サービス（みなし・独自）については、月途中で利用者と契約開始又は解除した場合は、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の請求方法と異なり、契約日を起算日として日割りで算定することとなります。

また、生活援助訪問サービス（緩和した基準）及び社会参加通所サービス（緩和した基準）においても、介護予防訪問サービス（みなし・独自）及び介護予防通所サービス（みなし・独自）と同様の考え方で、日割りの請求を行うこととしてください。

（具体例）

① 契約日と同月にサービスを利用した場合

事業	期 間	8/1	8/10	8/15	8/31
			1日	契約日	利用開始日
予防給付		← 報酬算定期間（日割なし） →			
総合事業		← サービス算定期間（日割り請求） →			

② 契約日の翌月からサービス利用が開始された場合

事業	期 間	7/20	8/1	8/15	8/31
			契約日	1日	利用開始日
予防給付			← 報酬算定期間（日割なし） →		
総合事業			← サービス算定期間（日割なし） →		

③ 月途中で契約解除した場合

事業	期 間	8/1	8/15	8/31
			1日	契約解除日
予防給付		← 報酬算定期間（日割なし） →		
総合事業		← サービス算定期間（日割り請求） →		

7. サービス算定期間について

- (1) 以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- (2) 日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。

※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

【開始事由】

	月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
予防給付	介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
		・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1)	契約日
		・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退去(※1)	退去日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス(みなし) 訪問型サービス(独自) 通所型サービス(みなし) 通所型サービス(独自) 生活援助訪問サービス(緩和した基準) 社会参加通所サービス(緩和した基準)	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
		・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
		利用者との契約開始	契約日
		・介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	契約解除日の翌日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退去(※1)	退去日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日

予防給付との異なる点

【終了事由】

	月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
予防給付	介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
		・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始日(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日
		・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス(みなし) 訪問型サービス(独自) 通所型サービス(みなし) 通所型サービス(独自) 生活援助訪問サービス(緩和した基準) 社会参加通所サービス(緩和した基準)		・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	変更日 契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		利用者との契約解除	契約解除日
		・介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	サービス提供日の前日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日

予防給付との異なる点

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
・介護予防支援費 ・介護予防ケアマネジメント費 ・日割り計算用サービスコードがない加算	・日割りは行わない。 ・月途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。	—

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中から開始事由がある場合についてはその前日となる。